

# 一般廃棄物の処理方法

事業系ごみは、家庭系(地域のごみ集積所)には出せません。ごみの処理は、事業者自ら「クリーンポート・きぬ」に搬入するか、下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。

なお、店舗(事務所)併用住宅の場合は、住まいから出るごみ「家庭系ごみ」と店舗(事務所)から出るごみ「事業系ごみ」に分けて処理してください。



家庭系ごみ…家庭系(地域のごみ集積所)に出せます。

事業系ごみ…家庭系(地域のごみ集積所)には出せません。

## 産業廃棄物の処分方法について

「クリーンポート・きぬ」には搬入できません。法令で定められた産業廃棄物処理基準にしたがって処理してください。詳しくは、一般社団法人茨城県産業資源循環協会までお問い合わせください。また、一般社団法人茨城県産業資源循環協会のホームページで、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者を地域や扱い品目別に検索できます。

【問い合わせ先】一般社団法人  
茨城県産業資源循環協会  
TEL:029-301-7100  
FAX:029-301-7103



## 処理方法① 事業者自ら「クリーンポート・きぬ」に搬入する

処理手数料が必要になります。なお、搬入量10kg未満でも10kg分の料金がかかります。搬入できないものや搬入量などの制限がありますので、詳しくは「クリーンポート・きぬ」にお問い合わせください。

搬入できる日	受付時間	搬入できるごみ
毎週月曜日～金曜日	午前9時～午前11時45分	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ
	午後1時～午後4時30分	
毎月第2土曜日	午前9時～午前11時45分	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ
	午後1時～午後4時	
毎月第4土曜日	午前9時～午前11時45分	不燃ごみ 粗大ごみ
	午後1時～午後4時	

※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、受付時間外は搬入できません。

【問い合わせ先】クリーンポート・きぬ  
下妻市中居指1100番地  
TEL:0296-43-8822  
FAX:0296-43-8825

